

宮崎県営土地改良事業の施行申請公告

山仁田地区県営土地改良事業（県営ため池等整備（土砂崩壊防止）事業）を施行することを宮崎県知事に申請することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条に規定する資格を有する人の同意を求めるに当たり、同法第85条第2項の規定により、下記1に掲げる書類を公告します。

令和8年2月10日

都城市長 池田 宜永



記

1 公告する書類

- (1) 土地改良事業計画概要書
- (2) 土地改良施設の予定管理方法
- (3) 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

2 土地改良事業計画概要書の公告期間及び場所

(1) 期間

令和8年2月10日（火曜日）から令和8年2月18日（水曜日）まで

（土曜日、日曜日及び祝日は除くものとし、午前9時から午後4時30分まで）

(2) 場所

都城市役所 農政部 農村整備課内

高崎総合支所 産業建設課内

3 農業委員会への事業参加申し出期間

令和8年2月19日（木曜日）から令和8年2月24日（火曜日）まで